

令和 3 年 12 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 3 年 12 月 27 日 (月) 午後 2 時 10 分～午後 3 時 03 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

- 日程第 1 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について
日程第 2 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可の取消願について
日程第 3 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について
日程第 5 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画について

4. 出席した農業委員 (12 名)

1 番 飯 塚 信 子	2 番 岩 崎 十三江	4 番 小 林 利 信
5 番 櫻 井 正 彦	6 番 関 口 裕	7 番 高 野 光 和
8 番 長 澤 修 一	9 番 深 澤 良 朗	10 番 藤 生 定 雄
11 番 星 野 邦 夫	12 番 前 原 卓	13 番 根 岸 始

5. 欠席した農業委員 (1 名)

3 番 木 村 輝 義

6. 出席した農地利用最適化推進委員 (13 名)

1 番 赤 石 憲 治	2 番 阿 左 美 和 男	3 番 新 井 將 彦
4 番 金 子 昇	5 番 小 林 和 弘	6 番 斎 藤 悦 子
7 番 鈴 木 伸 一	8 番 高 橋 隆	9 番 武 裕 士
10 番 田 村 範 行	11 番 星 野 憲 三	12 番 松 島 政 治
13 番 森 下 幾 久 雄		

7. 欠席した農地利用最適化推進委員 (0 名)

8. 出席した事務局職員 (3 名)

事務局長 荒 井 英 夫	事務局長補佐 森 田 憲 一
主 査 下 田 幸 子	

事務局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和 3 年 12 月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者ですが、3 番 木村 輝義 委員が欠席です。また、遅れてくる委員はございません。従いまして、在任農業委員 13 名中、現在の

出席委員は 12 名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名です。それでは、開会に先立ちまして、根岸会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしく願いいたします。

会 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

会 長 会期決定についてお諮りいたします。令和 3 年 12 月 27 日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 会期は令和 3 年 12 月 27 日一日限りといたします。

議事録署名人の決定

会 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

会 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「5 番：櫻井 正彦 委員」と「6 番：関口 裕 委員」の両名をお願いいたします。

議事

報告第 1 号

会 長 日程第 1 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号 1 番
(議案書：借人、貸人、土地の表示、合意解約内容、合意解約日の説明)

議事

議案第 1 号

会 長 日程第 2 議案第 1 号「農地法第 4 条の規定による許可の取消願について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号 1 番
(議案書：申請人、土地の表示等の説明)
番号 1 番は、7 ページ、議案第 4 号 番号 10 番との農地法第 5 条同時申請案件で

ありますので、その時に併せて審議することによってよろしくお願いいたします。

議案第2号

会 長 日程第3議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番
(議案書：申請人、土地の表示等の説明)
番号1番。自宅に隣接している申請地を敷地拡張用地といたして申請するもの。始末書添付。大間々用水土地改良区第6工区。宅地外2筆357.67㎡と一体利用。
以上、1件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

1番

会 長 番号1番については、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事務局 (始末書の朗読)

会 長 番号1番の案件について、笠懸5区の担当委員が欠席ですので現地調査を行った5番櫻井委員より説明をお願いします。

5番委員 5番、櫻井です。地図の1番をご覧ください。現地は〇〇の脇を走る〇〇になります。交通量が多い道路です。申請地は北側の宅地と一体でこれまで利用してしまっていたようです。慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地区分は第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます

会 長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

議案第3号

会 長 日程第4議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

て」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番は6ページ、議案第4号 番号8番との農地法第5条同時申請案件、番号2番は、同じく6ページ、番号9番との農地法第5条同時申請案件でありますので、その時に併せて審議することによってよろしくお願ひいたします。

議案第4号

会長 日程第5議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 まず最初に、5ページの番号1番から番号4番を説明します。
番号1番から番号4番
(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示の説明)
番号1番。現在、アパートに居住していますが、母から申請地を借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。藪塚台地土地改良区。
番号2番。現在、借家生活をしてはいますが、勤務先や小学校に近い申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。大間々用水土地改良区第6工区。
番号3番。現在、アパートに居住していますが、父から申請地を借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。始末書添付。大間々用水土地改良区第6工区。
番号4番。現在、市外で建設業、不動産業を営んでいますが、住宅地に適した申請地を買い受け、建売住宅及び道路用地といたく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。宅地の一部93.89㎡と一体利用。
以上4件の審議について、よろしくお願ひいたします。

1番

会長 番号1番について、笠懸2区の担当委員より説明をお願いします。

5番委員 5番、櫻井です。地図の2番をご覧ください。申請地は〇〇から200メートルほど南下します。一つ目の信号を左折。一つ目の十字路を100メートルほど南下します。西側に住宅が一軒建っておりまして、その東側が申請地です。現場は梅の木が生えており、住宅の日陰になっておりました。慎重審議をお願ひいたします。

会長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

2番

会 長 番号2番の案件について、笠懸5区の担当委員が欠席ですので現地調査を行った5番櫻井委員より説明をお願いします。

5番委員 5番、櫻井です。地図の3番をご覧ください。〇〇と〇〇の境あたりの信号に〇〇があります。その信号を西に向かいます。50メートルほど進み南下します。二つ目の十字路を西に向かいます。右手側が申請地です。申請地の周囲は転用許可済みの宅地が多く、住宅を建てるには適した土地であると考えます。慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

3番

会 長 番号3番については、始末書の添付がありますが、先ほど事務局より始末書の朗読がありましたので省略します。

会 長 番号3番の案件について、笠懸5区の担当委員が欠席ですので現地調査を行った5番櫻井委員より説明をお願いします。

5番委員 5番、櫻井です。地図の4番をご覧ください。地図1番の隣地となります。現在は畑として利用している状態です。慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地区分は第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます

会 長 説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号3番の申請は可決いたします。

4番

会 長 番号4番の案件について、笠懸5区の担当委員が欠席ですので現地調査を行った5番櫻井委員より説明をお願いします。

5番委員 5番、櫻井です。地図5番をご覧ください。申請地は〇〇の〇〇の信号を50メートルほど南下したところの東側です。申請地の西隣も宅地となっておりまして一体で開発するようです。申請地は篠が生えておりますが、宅地に囲まれており、宅地として利用した方が良いかなという印象でした。慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

- 会 長 異議なしの声多数と認め、番号4番の申請は可決いたします。
次の説明をお願いします。
- 事 務 局 6ページをお願いします。番号5番から番号9番を説明します。
番号5番から番号9番
(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示の説明)
番号5番。現在、市内で不動産を営んでいますが、住宅地として最適な申請地
を買い受け、建売住宅を建築したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要
綱該当。
番号6番。現在、市外で土木建設業を営んでいますが、公共施設等、周辺の生活
環境が良い申請地を買い受け、建売住宅を建築したく申請するもの。みどり市土
地開発事業指導要綱該当。大間々用水土地改良区第11工区。
番号7番。自宅に隣接している申請地を譲り受け、敷地拡張用地としたく申請す
るもの。大間々用水土地改良区第11工区。宅地397.41㎡と一体利用。
番号8番。こちらにつきましては、議案第3号 番号1番の農地法第5条計画変
更との同時申請案件となっていますので、併せての審議をお願いいたします。
お手数ですが、4ページにお戻りください。
番号1番。平成5年に許可を受けましたが、諸事情により計画を実行できずにい
たところ、申請地に住宅を建築したいとの要望があり計画を変更するもの。平成
5年10月18日に5条許可。全部承継。農地法第5条同時申請。6ページをお願い
します。
番号8番。現在、申請地近隣のアパートに居住していますが、申請地を買い受け、
自己の住宅を建築したく申請するもの。農地法第5条計画変更同時申請。
番号9番。こちら、議案第3号 番号2番の農地法第5条計画変更との同時申
請案件となっていますので、併せての審議をお願いいたします。お手数ですが、4
ページにお戻り下さい。
番号2番。一般住宅用地。昭和58年に許可を受けましたが、母が体を壊したため
計画を実行できずにいたところ、申請地に住宅を建築したいとの要望があり計画
を変更するもの。昭和58年7月18日に5条許可。全部承継。農地法第5条同時
申請。6ページをお願いします。
番号9番。現在、県外に居住していますが、みどり市へ移住するため、両親及び
祖母から申請地を借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。農地法第5
条計画変更同時申請。
以上7件の審議について、よろしく願いいたします。

5番

- 会 長 番号5番について、笠6区の担当委員より説明をお願いします。
- 7番委員 7番、高野です。地図の6番をご覧下さい。申請地は〇〇の〇〇から〇〇へ向か
いまして、〇〇を過ぎてすぐ北側の土地です。造園屋さんの土地で植木等が植
えてありました。現地確認したところ全部は抜き終わっておりませんでした
が、ほぼ抜き終わっている状態でした。慎重審議をよろしく願いいたします。
- 会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いし

ます。

事務局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地区分は第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会長 説明が終わりました。番号5番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号5番について採決をいたします。番号5番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号5番の申請は可決いたします。次の説明をお願いします。

6番

会長 番号6番の案件について、笠懸9区の担当委員より説明をお願いします。

8番委員 8番、長澤です。地図の7番をご覧ください。〇〇の笠懸の〇〇から東へ250メートルほど向かいます。二つ目の変則的な十字路を南に向かいます。一つ目の十字路の左側が申請地です。申請地は短い草が生えている状況で周囲三方向に竹藪があります。南側と西側は畑がありますが、周囲を見渡せば住宅が多く、問題ないと思いますが、慎重審議をよろしく願いいたします。

会長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地区分は第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会長 説明が終わりました。番号6番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号6番について採決をいたします。番号6番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号6番の申請は可決いたします。

7番

- 会 長 番号7番について、笠9区の担当委員より説明をお願いします。
- 8番委員 8番、長澤です。地図の8番をご覧ください。申請地は7番と全く同じ場所です。特段問題ないと思いますが、慎重審議をよろしくお願いいたします。
- 会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。
- 事務局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地区分は第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。
- 会 長 説明が終わりました。番号7番につきまして、ご意見等ございますか。
- (意見なし)
- 会 長 意見等ないようですので、番号7番について採決をいたします。番号7番について可決することに異議はありませんか。
- (異議なし)
- 会 長 異議なしの声多数と認め、番号7番の申請は可決いたします。次の説明をお願いします。

議案第3号 番号1番、8番

- 会 長 番号8番については、議案第3号 番号1番の農地法第5条計画変更との同時申請案件でありますので、併せての審議をお願いします。笠懸10区の担当委員より説明をお願いします。
- 2番委員 2番、岩崎です。地図の9番をご覧ください。西鹿田の〇〇を左折します。一つ目の曲がり角の急な坂を登ります。山の中腹当たりが申請地です。畑は売り地の看板が出てまして、だいぶ雑草が生えています。周囲は全て宅地です。慎重審議をよろしくお願いいたします。
- 会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。
- 事務局 申請地は街区の宅地面積が40%越えにある農地及び住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。
- 会 長 説明が終わりました。まず最初に、議案第3号 番号1番につきまして、ご意見

等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、議案第3号 番号1番について採決をいたします。議案第3号 番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、議案第3号 番号1番の申請は可決いたします。

8番

会 長 説明が終わりました。番号8番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号8番について採決をいたします。番号8番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号8番の申請は可決いたします。

議案第3号 番号2番、9番

会 長 番号9番については、議案第3号 番号2番の農地法第5条計画変更との同時申請案件でありますので、併せての審議をお願いします。大間々8区の担当委員より説明をお願いします。

4番委員 4番、小林です。地図の10番をご覧ください。〇〇から南へ300メートルほどの位置にある道路の東側です。西隣と東隣は宅地です。慎重審議をよろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。まず最初に、議案第3号 番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、議案第3号 番号2番について採決をいたします。議案第3号 番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、議案第3号 番号2番の申請は可決いたします。

9番

会 長 番号9番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号9番について採決をいたします。番号9番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号9番の申請は可決いたします。

事務局 7ページをお願いします。番号10番から番号12番を説明します。
番号10番から番号12番
(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示の説明)
番号10番。こちらにつきましては、議案第1号 番号1番の農地法第4条許可取消との同時申請案件となっておりますので、併せての審議をお願いいたします。お手数ですが、2ページにお戻り下さい。
番号1番。諸事情により事業計画を断念したため、取消を願い出るもの。平成17年10月17日許可。農地法第5条同時申請。7ページをお願いします。
番号10番。現在、東京に本店を置き、全国各地で不動産業を営んでいますが、利便性や生活環境の良い申請地を買い受け、建売住宅を建築したく申請するもの。農地法第4条許可取消同時申請。
番号11番。現在、太陽光発電事業を行っていますが、日照条件の良い申請地を買い受け、太陽光発電所を設置したく申請するもの。
番号12番。現在、再生エネルギー事業会社を運営していますが、日当たりが良く平坦で安全性の高い申請地を買い受け、太陽光発電施設を設置したく申請するもの。勢多郡東村土地改良区。
以上4件の審議について、よろしくをお願いいたします。

議案第1号 番号1番、10番

会 長 番号1番については、議案第1号 番号1番の農地法第4条許可取消との同時申請案件でありますので、併せての審議をお願いします。大間々1区の担当委員より説明をお願いします。

12番委員 12番、前原です。地図の11番をご覧ください。〇〇の変則十字路を東に入りまして、30メートルほど進んだ北側が申請地です。西側が広場。三方向は住宅が並ん

だところですので、住宅にすればより有効に利用できると思います。
慎重審議をよろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願い
します。

事 務 局 申請地は街区の宅地面積が 40% 超えにある農地及び住宅・事業の用に供する施設
等が連たんしている市街化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第 3 種農地
と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、
周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。議案第 1 号 番号 1 番につきまして、ご意見等ございま
すか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、議案第 1 号 番号 1 番について採決をいたします。議
案第 1 号 番号 1 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、議案第 1 号 番号 1 番の申請は可決いたします。

10 番

会 長 番号 10 番につきまして、ご意見等ございませうか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 10 番について採決をいたします。番号 10 番につ
いて可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 10 番の申請は可決いたします。

11 番

会 長 番号 11 番について、東 4 区の担当委員より説明をお願いします。

6 番委員 6 番、関口です。地図の 12 番をご覧ください。申請地は〇〇から〇〇に 200 メー
トルほど進んだところす。国道沿いが一カ所。南側にもう一カ所あります。国道
沿いにある申請地の隣は以前に〇〇があった土地でここには既に太陽光発電施設
が完成しています。南側の線路沿いの土地はほとんど遊休農地のため他の農地に
害を与えることはないと思います。慎重審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いし

ます。

事務局 農地の区分は、申請地は山間部に位置しており、農地の規模が10ヘクタール未満であり、農作物の鳥獣害が多い地域で生産性が低いため第2種農地と判断します。周辺に代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会長 説明が終わりました。番号11番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号11番について採決をいたします。番号11番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号11番の申請は可決いたします。

12番

会長 番号12番について、東3区の担当委員より説明をお願いします。

6番委員 6番、関口です。地図の13番をご覧ください。〇〇より〇〇に2キロメートルほど向かいます。申請地は国道沿いにあります。一つの地番を分筆して太陽光発電施設を作るという申請です。慎重審議をよろしく願いいたします。

会長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会長 説明が終わりました。番号12番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号12番について採決をいたします。番号12番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号12番の申請は可決いたします。

- 会 長 日程第6議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 今回は再設定が5件ございます。
(議案書:利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する利用権の説明)
以上再設定が5件、地積合計は11,825㎡となります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 会 長 事務局の説明が終わりました。番号1番から番号5番につきまして、ご意見等ございますか。
- (意見なし)
- 会 長 意見等ないようですので、番号1番から番号5番について採決をいたします。番号1番から番号5番について可決することに異議はありませんか。
- (異議なし)
- 会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番、番号2番、番号3番、番号4番、番号5番は可決いたします。
- 会 長 ありがとうございます。これですべての審議を終了しましたので、令和3年12月度農業委員会を閉会します。
- 閉会時刻 令和3年12月27日 午後3時03分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名捺印する。

議事録署名人

会 長

.....

5 番委員

.....

6 番委員

.....